



北大阪基署発 0801 第 1 号

令和元年 8 月 1 日

公益社団法人大阪労働基準連合会

北大阪労働基準協会支部長 殿

北大阪労働基準監督署長



職場における熱中症予防対策の一層の徹底について

平素は、労働基準行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、職場における熱中症の予防につきましては、当署においても「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」に基づき、重点的な取組みを行っているところですが、本年7月下旬以降の梅雨上明けより急激な気温上昇と猛暑に伴い、当署管内においても職場における熱中症による死亡災害や休業災害が多発しております。

今夏の猛暑がしばらく続くと予報される中であって、今後とも、熱中症による重篤な災害の発生が懸念されるところです。

このような状況を踏まえ、貴職におかれましては、特に下記の熱中症予防対策に一層の取組みを頂くとともに、会員事業場への周知等について、特段の御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 職場における熱中症の予防について

(1) 作業環境管理

- ・ 作業場所の冷房等によるWBGT値（暑さ指数）の低減、休憩場所の整備等を図ること。

(2) 作業管理

- ・ 休憩時間等を確保すること、身体作業強度が高い作業を避けることなどの対策に努めること。
- ・ 熱への順化の有無が熱中症の発生リスクに大きく影響することから、計画的に、熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）を設けることが望ましいこと。
- ・ 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の作業前後及び作業中の定期的な摂取の徹底を図ること。このため、摂取を確認する表の作成、巡視などを行うこと。
- ・ 透湿性及び通気性の良い服装等を着用させること。また、クールジャケット等これらの機能を持つ身体を冷却する服の着用も望ましいこと。
- ・ 直射日光下では通気性のよい帽子やクールヘルメット等を着用させること。

(3) 健康管理

- ・ 糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等は熱中症の発症に影響を与えるおそれのあることから、健康診断の実施、異常所見に対する医師等の意見の聴取、当該意見を勘案した就業場所の変更等の適切な措置の徹底を図ること。
- ・ 上記疾患治療中等の労働者については、産業医、主治医等の意見を勘案して、必要に応じて、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講ずること。
- ・ 労働者に対して、上記疾患治療中等の場合は熱中症予防のため対応が必要であることを教示するとともに、対応が必要と判断した場合などには申し出るよう指導すること。
- ・ 睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、日常の健康管理の指導、必要に応じ健康相談を行うこと。
- ・ 作業開始前、作業中の巡視による労働者の健康状態の確認等を行うこと。

(4) 労働衛生教育

- ・ 作業管理者、労働者へ教育を行うこと。

(5) 救急処置

- ・ 緊急連絡網の作成及び周知、熱中症を疑わせる症状が現れた場合は必要に応じて救急隊の要請等を行うこと。